

## 令和3年度 第3回 三重県地域医療対策協議会

### 参考資料

- 参考資料1 「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について・・・P1  
(令和3年12月1日付け医政発第1201第1号 厚生労働省医政局長通知)
- 参考資料2 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について(通知)・・・P29  
(一部改正令和2年12月25日付け医政発第1225第9号 厚生労働省医政局長通知)  
※ 医師少数区域経験認定医師制度の手続きに係る参考資料
- 参考資料3 第40回 医師需給分科会第5次中間とりまとめ(案)(概要)・・・P49



医政発 1201 第 1 号  
令和 3 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正について

キャリア形成プログラムの運用方法等については、「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知の別添「キャリア形成プログラム運用指針」（以下「運用指針」という。）により定められているところですが、令和 4 年度以降のキャリア形成プログラムの運用方法等について、別紙新旧対照表のとおり運用指針を改正し、本日から適用することとしたので、通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本年度のキャリア形成プログラムの運用方法等については、引き続き、改正前の運用指針によることとします。

キャリア形成プログラム運用指針について（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知）別添「キャリア形成プログラム運用指針」 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">キャリア形成プログラム運用指針</p> <p>第 1 <u>キャリア形成プログラムについて</u></p> <p>1. <u>キャリア形成プログラムの概要</u></p> <p><u>キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。</u></p> <p><u>キャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）は、臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療領域その他の事項に関しあらかじめ定められた条件（以下「コース」という。）に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事するものとする。</u></p> <p><u>都道府県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、対象医師の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定するものとする。</u></p> <p>2. <u>キャリア形成プログラムの内容</u></p>	<p style="text-align: center;">キャリア形成プログラム運用指針</p> <p>1. <u>地域枠</u></p> <p><u>(1) 地域枠の位置付け</u></p> <p><u>(2) 地域枠の選抜方法</u></p> <p>2. <u>キャリア形成プログラムの内容</u></p>

(1) 対象者

ア キャリア形成プログラムは、次に掲げる者を対象とするものとする。  
地域枠及び地元出身者枠の定義は、「令和4年度の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和3年4月28日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡）を参照のこと。

- ① 地域枠で入学し、卒業した医師
- ② 地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府県と締結する旨の要件（以下「従事要件」という。）がある定員枠で入学し、卒業した医師
- ③ 自治医科大学を卒業した医師
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（自治体と大学等が設定する一定期間の従事要件のある定員枠で入学し、卒業した医師を含む）

イ 都道府県は、アに掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。ただし、③に掲げる者については、令和元年度以降に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

ウ キャリア形成プログラムは、都道府県と対象医師の間で締結される契約であり、対象医師は、これを満了するよう真摯に努力しなければならないものと位置付けられるものである。

(1) 対象者

ア キャリア形成プログラムは、次に掲げる者を対象とするものとする。

- ① 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- ② 市町村、大学等が修学資金を貸与した地域枠医師
- ③ 修学資金が貸与されていない地域枠医師
- ④ 自治医科大学を卒業した医師
- ⑤ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

イ 都道府県は、①④⑤に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。ただし、④については、平成31年度以降に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

ウ 都道府県は、②③に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めなければならない。

エ キャリア形成プログラムは、都道府県とキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）の間で締結される契約であり、対象医師は、これを満了するよう真摯に努力しなければならないものと位置付けられるものである。

(2) コース

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、キャリア形成プログラムに、診療領域や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けるものとする。例えば、地域の診療所に派遣されている間も専門医取得に必要な経験、技術を得ることが可能なコース、対象期間の一時中断の活用により大学院に進学し研究に従事する又は海外留学することが可能なコース、対象期間を通じて大学病院に勤務しないコース等が考えられる。

イ コースは、地域医療対策協議会における協議に基づき、当該都道府県において必要とされる診療領域を中心に設定することとする。

なお、あらかじめ定められた複数の診療領域の中から選択し、就業することを、修学資金の返還免除要件としている場合には、あらかじめキャリア形成プログラムに当該診療領域のコースを必ず設定するものとする。

ウ キャリア形成プログラムの個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示することとする。また、コースの設定に当たっては、基幹施設・連携施設における専門研修の期間等、平成 30 年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意することとする。

(3) 対象期間

ア キャリア形成プログラムの各コースの対象期間（医師が当該コースに

(2) コース

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、キャリア形成プログラムに、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けるものとする。例えば、地域の診療所に派遣されている間も専門医取得に必要な経験、技術を得ることが可能なコースや、対象期間を通じて大学病院に勤務しないコース等が考えられる。

イ 特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっている場合には、当該診療科のコースを必ず設定するものとする。

その他の診療科については、地域医療対策協議会における協議に基づき、当該都道府県において必要とされる診療科を中心にコースを設定することとし、当該都道府県において特に政策的に確保が必要な診療科（救急科、小児科、産科、総合診療科等）については、都道府県は、コースを設定するだけでなく、例えば学生時点から継続的な働きかけを行う等の方法により、当該コースを選択する対象医師の数を増やす取組を行い、必要な医師数が確保されるよう努めるものとする。

ウ 個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示することとする。また、コースの設定に当たっては、基幹施設・連携施設における専門研修の期間等、平成 30 年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意することとする。

(3) 対象期間

ア キャリア形成プログラムの各コースの対象期間（医師が当該コースに

基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。)は、原則として、9年間以上とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

イ 各都道府県において、中途学年から修学資金の貸与を受けた者等を対象として、上記と異なる対象期間のコースを追加的に設定することは差し支えない。この場合も、アを参考にし、対象期間については、原則として修学資金の貸与期間の1.5倍以上の期間とする。

#### (4) 対象医療機関等

ア (略)

イ 臨床研修修了後の対象期間(原則7年間以上)についても、原則として、当該都道府県内の医療機関において就業する。

ウ～カ (略)

キ 卒業後に一定期間、都道府県内(当該都道府県内の市町村内や大学等に限定される場合を含む。)で医師として就業する契約を当該市町村や大学等と締結することを要件として市町村や大学等が独自に設定した定員枠で入学し、卒業した医師が、キャリア形成プログラムの適用を希望した場合は、当該契約内容に抵触しない範囲で、キャリア形成プログラムの目的と整合的になるよう対象医療機関等を設定する等、配慮した対応を行うこととする。

#### (5) 対象期間の一時中断等

基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。)は、原則として、9年間とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

イ 各都道府県において、中途学年から修学資金の貸与を受けた者等を対象として、上記と異なる対象期間のコースを追加的に設定することは差し支えない。この場合も、アを参考とすること。

#### (4) 対象医療機関等

ア (略)

イ 臨床研修修了後の対象期間(原則7年間)についても、原則として、当該都道府県内の医療機関において就業する。

ウ～カ (略)

(新規)

#### (5) 対象期間の一時中断等

ア キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、大学院進学、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要がある。

イ 海外留学、大学院進学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表するものとする。

ウ～キ (略)

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(1) (略)

(2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という。）の意見を聴くものとする。

イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。

ウ (略)

エ 都道府県は、対象医師又は対象学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

ア キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要がある。

イ 海外留学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表するものとする。

ウ～キ (略)

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

(1) (略)

(2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生（以下「対象予定学生」という。）の意見を聴くものとする。

イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べるすることができる環境を整えるものとする。

ウ (略)

エ 都道府県は、対象医師又は対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

オ 都道府県は、対象医師から満足度等を含む意見聴取（例えば、各病院の研修環境、コース毎に選択できる病院、専門医等の資格を取得することや家族等の生活上の問題点など）を定期的に実施し、キャリア形成プログラムの充実や研修環境・勤務負担軽減の改善を図るものとする。その際、都道府県は、医療勤務環境改善支援センターの業務と整合的に行うものとする。

(3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学等が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの設定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

4. キャリア形成プログラムの適用

(1) 事前通知

ア 都道府県は、大学医学部に地域枠又は従事要件のある地元出身者枠で入学する者及び自治医科大学に入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

イ (略)

(2) 対象学生等による同意及び対象医師によるコースの選択等

ア 地域枠学生、地元出身者枠のうち従事要件がある学生及び自治医科大学の学生は、医学部の入学時に、卒業後にキャリア形成プログラムの適

る。  
(新規)

(3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

4. キャリア形成プログラムの適用

(1) 事前通知

ア 都道府県は、平成31年度以降に大学医学部に地域枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

イ (略)

(2) 学生による選択

ア 対象予定学生は、医学部の大学6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うものとする。

用を受けることについて同意を行うものとする。

イ その他の学生は、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて希望した際に、同意を行うものとする。

ウ ア及びイの学生のうち、令和3年度以前の入学者については、医学部の大学6年生に進級するまでに、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うものとする。

エ 対象医師は、都道府県知事が定める時期に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択するものとする。この都道府県知事が定める時期は、臨床研修修了時を目安とする。

オ コースの選択後に新たに設定されたコースへの変更を希望する場合等、対象医師からの申請に基づき都道府県知事が理由を適切と認めた場合には、適用されるコースを変更することを認めるものとする。

カ 都道府県が設定した複数のコースのうち、特定のコースに対象医師の希望が集中した場合や、都道府県が政策的に医師の確保を図ろうとする診療領域への希望が少ない場合等には、都道府県は、対象医師に対して志望理由書の提出を求め、面談を実施する等の方法により、対象医師と丁寧な調整を行うものとする。

キ 都道府県は、各コースの対象医師による選択状況を継続的に把握し、公表するものとする。

る。

イ 対象医師は、都道府県知事が定める時期に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択するものとする。この都道府県知事が定める時期は、臨床研修修了時を目安とする。

ウ コースの選択後に新たに策定されたコースへの変更を希望する場合等、対象医師からの申請に基づき都道府県知事が理由を適切と認めた場合には、適用されるコースを変更することを認めるものとする。

エ 対象予定学生がキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意する際に適切な判断を行い、また対象医師が適切なコース選択を行えるよう、都道府県は、大学を含む関係者の協力の下、夏季休暇中の地域実習プログラムを開催する等の方法により、大学の医学部の学生が地域社会と接する機会を提供し、学生の地域医療や将来の職業選択に対する主体的意識の涵養を図るものとする。

オ 都道府県が策定した複数のコースのうち、特定のコースに対象医師の希望が集中した場合や、都道府県が政策的に医師の確保を図ろうとする診療科への希望が少ない場合等には、都道府県は、対象医師に対して志望理由書の提出を求め、を実施する等の方法により、対象医師と丁寧な調整を行うものとする。

カ 都道府県は、各コースの対象医師による選択状況を公表するものとする。

(新規)

(3) キャリア形成プログラムに基づく派遣調整

ア (略)

イ キャリア形成プログラムに基づく医師派遣と、大学等による医師派遣の整合性を確保するため、都道府県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に地域医療対策協議会に提示し、協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定することとする。

具体的な地域医療対策協議会の運営スケジュールについては、大学等による医師派遣のスケジュール等も考慮しながら、都道府県の実情を踏まえて検討いただくことが重要であるが、別紙の例も参考にされたい。

ウ・エ (略)

オ 都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（以下「キャリアコーディネーター」という。）を配置することとする。

カ キャリアコーディネーターは、地域医療支援センターの医師等、学生の教育課程や医師の研修等に十分な見識がある者としてすることとする。

キ キャリアコーディネーターの役割は、大学等と連携して、対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の要望の聴取、病院見学会や勉強会の補助、大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討等としてすることとする。キャリアコーディネーターは、長期間に渡り、対象医師及び対象学生との信頼関係の構築や大学等との調整を行うことができることが望ましいこととする。

ク 都道府県内に地域枠等を設置する大学が複数存在する場合は、対象学

(3) キャリア形成プログラムに基づく派遣調整

ア (略)

イ キャリア形成プログラムに基づく医師派遣と、大学による医師派遣の整合性を確保するため、都道府県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に地域医療対策協議会に提示し、協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定することとする。

具体的な地域医療対策協議会の運営スケジュールについては、大学による医師派遣のスケジュール等も考慮しながら、都道府県の実情を踏まえて検討いただくことが重要であるが、例えば別紙の例も参考にされたい。

ウ・エ (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

生の支援の充実という観点からも、キャリアコーディネーターを複数配置することが望ましいこととする。

## 5. 修学資金

ア 都道府県が、卒業後、一定期間（以下「義務年限」という。）にわたって当該都道府県内において就業することを返還免除要件として貸与する修学資金の利率は、既存の金利設定を参考に、地域で就労する医師を確保するという地域枠等の本来の趣旨に照らし、適切な金利を設定することとする。

イ 都道府県が貸与する修学資金に係る義務年限は、原則として、就業開始後9年間以上又は貸与期間の1.5倍以上の期間とすることとする。

ウ 都道府県が修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件とすることとする。

エ 修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることの同意が得られた者に対して認められる。

オ 修学資金の貸与期間は、卒業後にキャリア形成プログラムへの適用の同意を得た時期から卒業時までとする。

## 6. 適正な運用の確保

(1) (略)

(2) 地域医療介護総合確保基金の配分

ア 都道府県の修学資金が地域医療介護総合確保基金を活用しているか

## 5. 修学資金

ア 都道府県が、卒業後、一定期間（以下「義務年限」という。）にわたって当該都道府県内において就業することを返還免除要件として貸与する修学資金（以下「地域枠修学資金」という。）の利率は、既存の金利設定を参考に、地域で就労する医師を確保するという地域枠の本来の趣旨に照らし、適切な金利を設定することとする。

イ 都道府県が貸与する地域枠修学資金に係る義務年限は、原則として、学部卒業後9年間又は貸与期間の1.5倍の期間とすることとする。

ウ 都道府県が地域枠修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件とすることとする。

エ 地域枠修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、当該地域枠修学資金の貸与対象となる学生を一般枠等とは別の選抜枠により選抜する場合にのみ、認められる。

(新規)

## 6. 適正な運用の確保

(1) (略)

(2) 地域医療介護総合確保基金の配分

ア 都道府県の地域枠修学資金が地域医療介護総合確保基金を活用して

否かを問わず、当該修学資金を貸与した医師のキャリア形成プログラム満了率を、当該都道府県の翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分の決定の際に考慮する。その際、プログラムの満了率を機械的に配分額に反映させるのではなく、プログラムの内容や、離脱理由、都道府県による離脱防止の取組状況等を総合的に考慮するものとする。

イ 令和2年度に入学する学生からは、臨時定員増に係る入学定員について一般枠等とは別の選抜枠を設定しないことによって定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生が確保できていない場合には、当該学生に貸与する修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定する。

(削る)

## 7. 医師少数区域経験認定医師の取得

### (1) 医師少数区域経験認定医師制度の概要

医療法第5条の2の規定により、厚生労働大臣は、医師の確保を特に図

いるか否かを問わず、当該地域枠修学資金を貸与した医師のキャリア形成プログラム満了率を、当該都道府県の翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分の決定の際に考慮する。その際、プログラムの満了率を機械的に配分額に反映させるのではなく、プログラムの内容や、離脱理由、都道府県による離脱防止の取組状況等を総合的に考慮するものとする。

イ 平成32年度に入学する学生からは、臨時定員増に係る入学定員について一般枠等とは別の選抜枠を設定しないことによって定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生が確保できていない場合には、当該学生に貸与する修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定する。

ウ 平成31年度に入学する学生に関しては、既に平成31年度の臨時定員増に係る入学定員について大学と都道府県の間で合意がなされている時期であることを考慮し、平成31年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定することまでは行わない。ただし、定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生を確実に確保する努力を、平成31年3月までの間にどのように行うのかについて、都道府県は、別途通知するところにより、大学と合意の上、本年8月31日までに厚生労働省医政局地域医療計画課まで様式自由により提出することとし、本記載内容及び後日行うその取組のフォローアップ調査の内容を踏まえて、平成32年度の地域医療介護総合確保基金の配分を査定することとする。

(新規)

るべき区域における勤務の促進のため、医師の確保を特に図るべき区域に一定期間勤務し、その中で医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供のため必要な業務を行った者を、医師少数区域経験認定医師として認定することができる。また、当該認定を取得した医師を、一定の病院の管理者の要件とする等、認定を取得するインセンティブを設けている。

## (2) 医師少数区域経験認定医師の取得の推奨

キャリア形成プログラムの対象医師は、医師の確保を特に図るべき区域で就業するため、医師少数区域経験認定医師の認定要件を満たす可能性があることから、都道府県は積極的に対象医師に医師少数区域経験認定医師の取得を推奨することとする。

## 第2 キャリア形成卒前支援プランについて

### 1. キャリア形成卒前支援プランの概要

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムは、卒業後の医師を対象とするものであるのに対し、キャリア形成卒前支援プランは、将来キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意が得られた学生を対象とするものとする。

キャリア形成卒前支援プランは、キャリア形成プログラムへ連続するものとし、これらは卒業前と卒業後で一貫して運営することを目途とする。

(新規)

都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランにおいて、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（以下「卒前支援プロジェクト」という。）を策定する。卒前支援プロジェクトは、原則として、当該都道府県内で行うこととする。なお、大学における医学部の教育カリキュラムに支障がないよう、大学側と綿密に連携した上で卒前支援プロジェクトを設定するものとする。

## 2. キャリア形成卒前支援プランの内容

### (1) 対象者

ア キャリア形成卒前支援プランは、次に掲げる者を対象とするものとする。

- ① 地域枠で入学した学生
- ② 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生
- ③ 自治医科大学の学生
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

イ キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用するよう努めるものとする。

ウ キャリア形成卒前支援プランを適用する際は、都道府県は、対象者に必ず事前に同意を取ることとする。

### (2) 卒前支援プロジェクトの設定

キャリア形成卒前支援プランが適用された学生が経験する卒前支援プロジェクトは必ず1つ設定することとする。また、特定の診療領域や政策的に確保が必要な診療領域のための卒前支援プロジェクトを追加して設

定することができるものとする。

(3) 対象期間

キャリア形成卒前支援プランの各プロジェクトの対象期間は、入学時又は当該プログラムへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。

(4) 卒前支援プロジェクトの内容等

ア キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、都道府県は、地域医療対策協議会における協議を経て、大学や医療機関等と連携し、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催及び対象学生の支援のための寄附講座の設置等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとする。

卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものであるが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを活用して卒前支援プロジェクトを位置付けることや、連動した取組を実施することが望まれる。

各卒前支援プロジェクトでは、大学内の講義等にとどまらず、医師の確保を特に図るべき区域等、将来キャリア形成プログラムにより従事することが見込まれる医療機関や地域においても行うこととする。

イ キャリアコーディネーターは、対象学生の支援を行うために、大学等と連携して、各卒前支援プロジェクトの運営を補助することとする。

ウ 対象学生が、地域医療に関する勉強会等を自発的に開催する等、卒前支援プロジェクト内に位置付けられていない取組を行う場合でも、都道府県は、必要に応じて、対象学生の支援を行うことが望ましい。

エ 卒業後に一定期間、都道府県内（当該都道府県内の市町村内や大学等に限定される場合も含む。）で医師として就業する契約を当該市町村や大学等と締結することを要件として市町村や大学等が独自に設定した定員枠で入学し、将来においてキャリア形成プログラムの適用を希望した学生が、キャリア形成卒前支援プランの適用を受けた場合は、当該契約内容と整合的になるよう卒前支援プロジェクトの内容に配慮することが望ましい。

#### (5) キャリア形成卒前支援プランの休止

都道府県は、対象学生の申出を受けた場合、当該学生へのキャリア形成卒前支援プランの適用を休止することを可能とする。ただし、休止中であっても、卒業後はキャリア形成プログラムが適用されることに留意することとする。

### 3. キャリア形成卒前支援プランの改善等

#### (1) キャリア形成卒前支援プランの改善

都道府県は、毎年度、地域医療対策協議会における協議を経て、キャリア形成卒前支援プランの内容を改善するよう努めるものとする。

#### (2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成卒前支援プランの既存の卒前支援プロジェクトの内容や、新たに設定又は変更しようとする卒前支援プロジェクトの内容について、対象学生の意見を聴くものとする。

イ 意見聴取は、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトについてそれぞれ行うものとする。

ウ 都道府県は、対象学生から意見を聴いたときは、キャリア形成卒前支

援プランの内容に反映させるよう努めることとする。

#### 4. キャリア形成卒前支援プランの適用

##### (1) 事前通知

都道府県は、令和5年度以降に大学医学部に地域枠又は従事要件のある地元出身者枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、対象学生の同意により在学中にキャリア形成卒前支援プランが適用されることを通知することとする。

##### (2) 対象学生等による同意

キャリア形成プログラムの適用の同意の際に、キャリア形成卒前支援プランの適用について理解を得られた場合は、キャリア形成卒前支援プランの適用を受けることについても、あわせて同意を行うものとする。

##### (3) その他

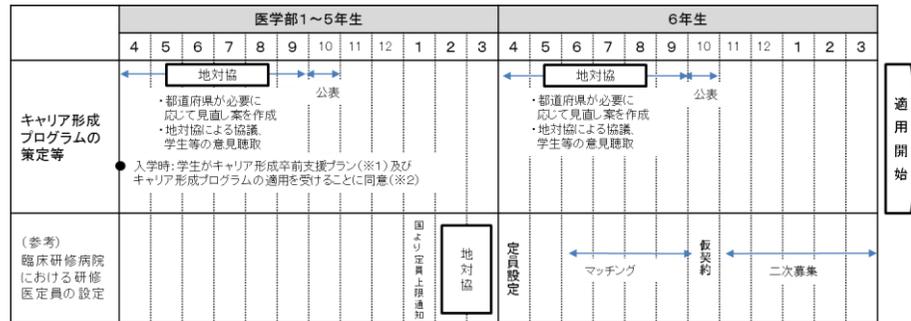
キャリア形成卒前支援プランは、都道府県とキャリア形成卒前支援プランの適用を受ける対象学生の間で合意された取組であり、都道府県と対象学生は、これを履行するよう真摯に取り組まなければならないものと位置付けられる。

#### 5. 適正な運用の確保

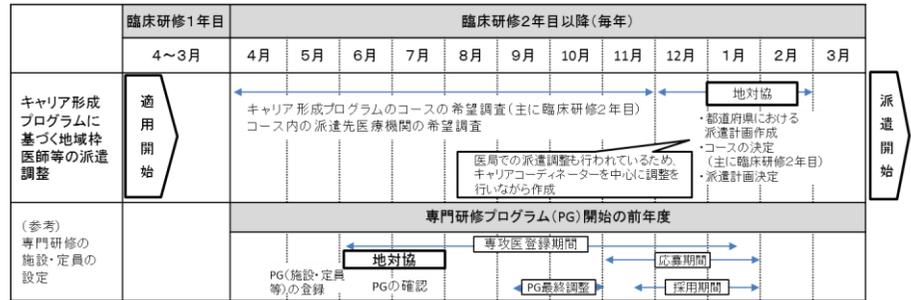
国は、都道府県によるキャリア形成卒前支援プランの運用状況等について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求めるものとする。

(別紙)

キャリア形成プログラム及び地域医療対策協議会の運営スケジュール (例)

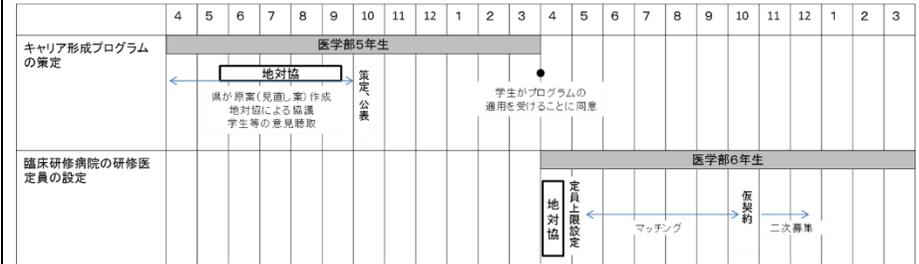


※1 キャリア形成卒前支援プランは、令和5年度以降の入学時から適用。  
 ※2 入学時以外に、プログラムの適用を希望する者については、随時同意を得る。



(別紙)

地域医療対策協議会の運営スケジュール (例)



## キャリア形成プログラム運用指針

医政発 0725 第 17 号  
平成 30 年 7 月 25 日  
一部改正 医政発 0705 第 5 号  
令和元年 7 月 5 日  
一部改正 医政発 1201 第 1 号  
令和 3 年 1 月 2 日

### 第 1 キャリア形成プログラムについて

#### 1. キャリア形成プログラムの概要

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）は、臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療領域その他の事項に関しあらかじめ定められた条件（以下「コース」という。）に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事するものとする。

都道府県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、対象医師の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定するものとする。

#### 2. キャリア形成プログラムの内容

##### (1) 対象者

ア キャリア形成プログラムは、次に掲げる者を対象とするものとする。地域枠及び地元出身者枠の定義は、「令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和 3 年 4 月 28 日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡）を参照のこと。

- ① 地域枠で入学し、卒業した医師
- ② 地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府県と締結する旨の要件（以下「従事要件」という。）がある定員枠で入学し、卒業した医師
- ③ 自治医科大学を卒業した医師
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（自治体と大学等が設定する一定期間の従事要件のある定員枠で入学し、卒業した医師を含む）

イ 都道府県は、アに掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。ただし、③に掲げる者については、令和元年度以降

に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

ウ キャリア形成プログラムは、都道府県と対象医師の間で締結される契約であり、対象医師は、これを満了するよう真摯に努力しなければならないものと位置付けられるものである。

## (2) コース

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、キャリア形成プログラムに、診療領域や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けるものとする。例えば、地域の診療所に派遣されている間も専門医取得に必要な経験、技術を得ることが可能なコース、対象期間の一時中断の活用により大学院に進学し研究に従事する又は海外留学することが可能なコース、対象期間を通じて大学病院に勤務しないコース等が考えられる。

イ コースは、地域医療対策協議会における協議に基づき、当該都道府県において必要とされる診療領域を中心に設定することとする。

なお、あらかじめ定められた複数の診療領域の中から選択し、就業することを、修学資金の返還免除要件としている場合には、あらかじめキャリア形成プログラムに当該診療領域のコースを必ず設定するものとする。

ウ キャリア形成プログラムの個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示することとする。また、コースの設定に当たっては、基幹施設・連携施設における専門研修の期間等、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意することとする。

## (3) 対象期間

ア キャリア形成プログラムの各コースの対象期間（医師が当該コースに基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。）は、原則として、9年間以上とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

イ 各都道府県において、中途学年から修学資金の貸与を受けた者等を対象として、上記と異なる対象期間のコースを追加的に設定することは差し支えない。この場合も、アを参考にし、対象期間については、原則として修学資金の貸与期間の1.5倍以上の期間とする。

## (4) 対象医療機関等

ア 医師は臨床研修を行った都道府県に臨床研修後も定着する割合が高いという傾向

を踏まえ、臨床研修（２年間）については、原則として、当該都道府県内の臨床研修病院において行う。

イ 臨床研修修了後の対象期間（原則７年間以上）についても、原則として、当該都道府県内の医療機関において就業する。

ウ キャリア形成プログラムの各コースにおいて就業先とされる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）の設定に当たっては、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保と、対象医師の能力の開発・向上の両立というキャリア形成プログラムの目的が達成されるよう留意することとする。

エ 対象医療機関等の設定に当たっては、地域医療構想における機能分化・連携の方針と整合的なものとなるよう留意することとする。

オ 臨床研修修了後の対象医療機関等については、コースごとに、例えば、規模別、地域別等の種別に応じて医療機関群を設定し（例Ⅰ群：特定機能病院等、Ⅱ群：地域医療支援病院等の地域の中核病院、Ⅲ群：へき地診療所等の医療機関）、対象期間を通じて異なる医療機関群に属する医療機関においてそれぞれ就業することとなるよう設定する等の対応が考えられる。ただし、診療領域によっては、（例えば放射線科など、）都道府県内で一定数の医師を確保する必要がある一方、養成に当たって継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要とするものではないものもあるため、診療領域の特性に応じた柔軟な対応を行うこととする。

カ 対象医療機関等の設定に当たっては、家族の介護等の特別の事情がある場合には、例外的な医療機関等に就業することを認めることとする。

キ 卒業後に一定期間、都道府県内（当該都道府県内の市町村内や大学等に限定される場合を含む。）で医師として就業する契約を当該市町村や大学等と締結することを要件として市町村や大学等が独自に設定した定員枠で入学し、卒業した医師が、キャリア形成プログラムの適用を希望した場合は、当該契約内容に抵触しない範囲で、キャリア形成プログラムの目的と整合的になるよう対象医療機関等を設定する等、配慮した対応を行うこととする。

#### （５）対象期間の一時中断等

ア キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、大学院進学、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要がある。

イ 海外留学、大学院進学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表するものとする。

ウ 対象期間の一時中断は、都道府県知事が対象医師の申出を受けた場合であって例外的にこれに応じることが適当と認めるときその他必要と認めるとき認められ、中断事由が解消するまでの間、認められる。

エ 都道府県は、対象期間の一時中断を希望する対象医師に理由書の提出を求めると

ともに、一時中断中の者に対し、定期的な面談を実施する等の方法により、一時中断事由が継続しているか否かを確認することとする。

オ 一時中断事由が虚偽であることが判明した場合には、違約金を科した上で、即時にキャリア形成プログラムに基づく就業を求める旨をキャリア形成プログラムの適用段階で明示することとする。なお、一時中断事由が虚偽であることが判明した後に、対象医師がキャリア形成プログラムから離脱する場合には、当該違約金とは別に、修学資金の貸与を受けていた場合はその額に応じて都道府県の定める額の返還が必要であることとする。

カ 都道府県は、対象医師の申出を受けた場合であって対象医師に特別の事情があり、例外的にこれに応じることが適当と認められるときその他必要と認めるときは、当該対象医師へのキャリア形成プログラムの適用を途中で解除することを可能とする。ただし、地域医療介護総合確保基金を財源とした修学資金を貸与している医師については、中途解除に先立ち、国に協議することとする。

キ 都道府県は、対象期間中に年1回、都道府県担当者との面談を行う等、対象医師本人のキャリアパスに関する希望を確認する手続を実施することとする。

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

#### (2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という。）の意見を聴くものとする。

イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。

ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。

エ 都道府県は、対象医師又は対象学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

オ 都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取（例えば、各病院の研修環境、コース毎に選択できる病院、専門医等の資格を取得することや家族等の生活上の問題点など）を定期的実施し、キャリア形成プログラムの充実や研修環境・勤務負担軽減の改善を図るものとする。その際、都道府県は、医療勤務環境改善支援センターの業務と統合的に行うものとする。

### (3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学等が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの設定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

## 4. キャリア形成プログラムの適用

### (1) 事前通知

ア 都道府県は、大学医学部に地域枠又は従事要件のある地元出身者枠で入学する者及び自治医科大学に入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

イ 都道府県は、改正法の施行の際現に大学医学部に地域枠として入学し、修学資金を貸与されている者に対しては、改正法の趣旨を十分に説明し、キャリア形成プログラムを適用することについて本人の同意を得るよう努め、柔軟に対応することとする。

### (2) 対象学生等による同意及び対象医師によるコースの選択等

ア 地域枠学生、地元出身者枠のうち従事要件がある学生及び自治医科大学の学生は、医学部の入学時に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うものとする。

イ その他の学生は、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて希望した際に、同意を行うものとする。

ウ ア及びイの学生のうち、令和3年度以前の入学者については、医学部の大学6年生に進級するまでに、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行うものとする。

エ 対象医師は、都道府県知事が定める時期に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択するものとする。この都道府県知事が定める時期は、臨床研修修了時を目安とする。

オ コースの選択後に新たに設定されたコースへの変更を希望する場合等、対象医師からの申請に基づき都道府県知事が理由を適当と認めた場合には、適用されるコースを変更することを認めるものとする。

カ 都道府県が設定した複数のコースのうち、特定のコースに対象医師の希望が集中した場合や、都道府県が政策的に医師の確保を図ろうとする診療領域への希望が少ない場合等には、都道府県は、対象医師に対して志望理由書の提出を求め、面談を実施する等の方法により、対象医師と丁寧な調整を行うものとする。

キ 都道府県は、各コースの対象医師による選択状況を継続的に把握し、公表するものとする。

### (3) キャリア形成プログラムに基づく派遣調整

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該対象医師が派遣される医療機関を決定する際には、本人の希望を最大限尊重しつつ、地域医療対策協議会において協議することとする。

イ キャリア形成プログラムに基づく医師派遣と、大学等による医師派遣の整合性を確保するため、都道府県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に地域医療対策協議会に提示し、協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定することとする。

具体的な地域医療対策協議会の運営スケジュールについては、大学等による医師派遣のスケジュール等も考慮しながら、都道府県の実情を踏まえて検討いただくことが重要であるが、別紙の例も参考にされたい。

ウ 都道府県は、専門研修1年目となる対象医師の派遣先の決定に当たっては、専門医プログラムの基幹施設、連携施設等と十分な調整を行うこととする。

エ 都道府県による対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に集中することがないようにすることとする。

オ 都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（以下「キャリアコーディネーター」という。）を配置することとする。

カ キャリアコーディネーターは、地域医療支援センターの医師等、学生の教育課程や医師の研修等に十分な見識がある者としてすることとする。

キ キャリアコーディネーターの役割は、大学等と連携して、対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の要望の聴取、病院見学会や勉強会の補助、大学等の研修プログラム責任者等と都道府県と対象医師の要望を調整した派遣計画の検討等としてすることとする。キャリアコーディネーターは、長期間に渡り、対象医師及び対象学生との信頼関係の構築や大学等との調整を行うことができることが望ましいこととする。

ク 都道府県内に地域枠等を設置する大学が複数存在する場合は、対象学生の支援の充実という観点からも、キャリアコーディネーターを複数配置することが望ましいこととする。

## 5. 修学資金

ア 都道府県が、卒業後、一定期間（以下「義務年限」という。）にわたって当該都道府県内において就業することを返還免除要件として貸与する修学資金の利率は、既存の金利設定を参考に、地域で就労する医師を確保するという地域枠等の本来の趣旨に照らし、適切な金利を設定することとする。

イ 都道府県が貸与する修学資金に係る義務年限は、原則として、就業開始後9年間以上又は貸与期間の1.5倍以上の期間としてすることとする。

ウ 都道府県が修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件としてすることとする。

エ 修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることの同意が得られた者に対して認められる。

オ 修学資金の貸与期間は、卒業後にキャリア形成プログラムへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。

## 6. 適正な運用の確保

### (1) 国によるフォローアップ

国は、都道府県によるキャリア形成プログラムの運用状況等について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求めるものとする。

### (2) 地域医療介護総合確保基金の配分

ア 都道府県の修学資金が地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、当該修学資金を貸与した医師のキャリア形成プログラム満了率を、当該都道府県の翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分の決定の際に考慮する。その際、プログラムの満了率を機械的に配分額に反映させるのではなく、プログラムの内容や、離脱理由、都道府県による離脱防止の取組状況等を総合的に考慮するものとする。

イ 令和2年度に入学する学生からは、臨時定員増に係る入学定員について一般枠等とは別の選抜枠を設定しないことによって定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生が確保できていない場合には、当該学生に貸与する修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定する。

## 7. 医師少数区域経験認定医師の取得

### (1) 医師少数区域経験認定医師制度の概要

医療法第5条の2の規定により、厚生労働大臣は、医師の確保を特に図るべき区域における勤務の促進のため、医師の確保を特に図るべき区域に一定期間勤務し、その中で医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供のため必要な業務を行った者を、医師少数区域経験認定医師として認定することができる。また、当該認定を取得した医師を、一定の病院の管理者の要件とする等、認定を取得するインセンティブを設けている。

### (2) 医師少数区域経験認定医師の取得の推奨

キャリア形成プログラムの対象医師は、医師の確保を特に図るべき区域で就業するため、医師少数区域経験認定医師の認定要件を満たす可能性があることから、都道府県は積極的に対象医師に医師少数区域経験認定医師の取得を推奨することとする。

## 第2 キャリア形成卒前支援プランについて

### 1. キャリア形成卒前支援プランの概要

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムは、卒業後の医師を対象とするものであるのに対し、キャリア形成卒前支援プランは、将来キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意が得られた学生を対象とするものとする。

キャリア形成卒前支援プランは、キャリア形成プログラムへ連続するものとし、これらは卒業前と卒業後で一貫して運営することを目途とする。

都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランにおいて、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（以下「卒前支援プロジェクト」という。）を策定する。卒前支援プロジェクトは、原則として、当該都道府県内で行うこととする。なお、大学における医学部の教育カリキュラムに支障がないよう、大学側と綿密に連携した上で卒前支援プロジェクトを設定するものとする。

## 2. キャリア形成卒前支援プランの内容

### (1) 対象者

ア キャリア形成卒前支援プランは、次に掲げる者を対象とするものとする。

- ① 地域枠で入学した学生
- ② 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生
- ③ 自治医科大学の学生
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

イ キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用するよう努めるものとする。

ウ キャリア形成卒前支援プランを適用する際は、都道府県は、対象者に必ず事前に同意を取ることとする。

### (2) 卒前支援プロジェクトの設定

キャリア形成卒前支援プランの卒前支援プロジェクトは必ず1つは設定することとする。また、特定の診療領域や政策的に確保が必要な診療領域のための卒前支援プロジェクトを追加して設定することができるものとする。

### (3) 対象期間

キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトの対象期間は、入学時又は当該プランへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。

### (4) 卒前支援プロジェクトの内容等

ア キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、都道府県は、地域医療対策協議会における協議を経て、大学や医療機関等と連携し、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催及び対象学生の支援のための寄附講座の設置等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとする。

卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものであるが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを活用して卒前支援プロジェクトの枠組みに位置付けることや、連動した取組を実施することが望まれる。

各卒前支援プロジェクトでは、大学内の講義等にとどまらず、医師の確保を特に図るべき区域等、将来キャリア形成プログラムにより従事することが見込まれる医療機関や地域においても行うこととする。

イ キャリアコーディネーターは、対象学生の支援を行うために、大学等と連携して、各卒前支援プロジェクトの運営を補助することとする。

ウ 対象学生が、地域医療に関する勉強会等を自発的に開催する等、卒前支援プロジェクト内に位置付けられていない取組を行う場合でも、都道府県は、必要に応じて、対象学生の支援を行うことが望ましい。

エ 卒業後に一定期間、都道府県内（当該都道府県内の市町村内や大学等に限定される場合も含む。）で医師として就業する契約を当該市町村や大学等と締結することを要件として市町村や大学等が独自に設定した定員枠で入学し、将来においてキャリア形成プログラムの適用を希望した学生が、キャリア形成卒前支援プランの適用を受けた場合は、当該契約内容と整合的になるよう卒前支援プロジェクトの内容に配慮することが望ましい。

#### (5) キャリア形成卒前支援プランの休止

都道府県は、対象学生の申出を受けた場合、当該学生へのキャリア形成卒前支援プランの適用を休止することを可能とする。ただし、休止中であっても、卒業後はキャリア形成プログラムが適用されることに留意することとする。

### 3. キャリア形成卒前支援プランの改善等

#### (1) キャリア形成卒前支援プランの改善

都道府県は、毎年度、地域医療対策協議会における協議を経て、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクト等を改善するよう努めるものとする。

#### (2) 意見聴取

ア 都道府県は、キャリア形成卒前支援プランの既存の卒前支援プロジェクトの内容や、新たに設定又は変更しようとする卒前支援プロジェクトの内容について、対象学生の意見を聴くものとする。

イ 意見聴取は、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトについてそれぞれ行うものとする。

ウ 都道府県は、対象学生から意見を聴いたときは、キャリア形成卒前支援プランの内容に反映させるよう努めることとする。

#### 4. キャリア形成卒前支援プランの適用

##### (1) 事前通知

都道府県は、令和5年度以降に大学医学部に地域枠又は従事要件のある地元出身者枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、対象学生の同意により在学中にキャリア形成卒前支援プランが適用されることを通知することとする。

##### (2) 対象学生等による同意

キャリア形成プログラムの適用の同意の際に、キャリア形成卒前支援プランの適用について理解を得られた場合は、キャリア形成卒前支援プランの適用を受けることについても、あわせて同意を行うものとする。

##### (3) その他

キャリア形成卒前支援プランは、都道府県とキャリア形成卒前支援プランの適用を受ける対象学生の間で合意された取組であり、都道府県と対象学生は、これを履行するよう真摯に取り組まなければならないものと位置付けられる。

#### 5. 適正な運用の確保

国は、都道府県によるキャリア形成卒前支援プランの運用状況等について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求めるものとする。

キャリア形成プログラム及び地域医療対策協議会の運用スケジュール(例)

	医学部1～5年生												6年生												適用開始
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
キャリア形成プログラムの策定等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地対協</div> ・都道府県が必要に応じて見直し案を作成 ・地対協による協議、学生等の意見聴取 公表												<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地対協</div> ・都道府県が必要に応じて見直し案を作成 ・地対協による協議、学生等の意見聴取 公表												適用開始
(参考) 臨床研修病院における研修医定員の設定	国より定員上限通知 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地対協</div>												定員設定 マッチング 仮契約 二次募集												

※1 キャリア形成卒前支援プランは、令和5年度以降の入学者から適用。  
 ※2 入学時以外に、プログラムの適用を希望する者については、随時同意を得る。

	臨床研修1年目	臨床研修2年目以降(毎年)												派遣開始
	4～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
キャリア形成プログラムに基づく地域枠医師等の派遣調整	適用開始	キャリア形成プログラムのコースの希望調査(主に臨床研修2年目) コース内の派遣先医療機関の希望調査  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         医局での派遣調整も行われているため、                          キャリアコーディネーターを中心に調整を                          行いながら作成                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地対協</div> ・都道府県における派遣計画作成 ・コースの決定(主に臨床研修2年目) ・派遣計画決定												派遣開始
(参考) 専門研修の施設・定員の設定	専門研修プログラム(PG)開始の前年度 PG(施設・定員等)の登録 地対協 PGの確認 専攻医登録期間 PG最終調整 応募期間 採用期間													

医政発 0 1 1 6 第 3 号  
 令和 2 年 1 月 16 日  
 一部改正 医政発 0 7 0 9 第 9 号  
 令和 2 年 7 月 9 日  
 一部改正 医政発 1 2 2 5 第 9 号  
 令和 2 年 12 月 25 日

各  
 都道府県知事  
 保健所設置市長  
 特別区長  
 殿

厚生労働省医政局長  
 ( 公 印 省 略 )

#### 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成 30 年 7 月 25 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）が公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（厚生労働大臣による医師の認定に関する事項等）については、令和 2 年 4 月 1 日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備等を行うため、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 209 号。以下「改正政令」という。）が令和元年 12 月 25 日に公布されるとともに、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 1 月 16 日に公布され、いずれも令和 2 年 4 月 1 日付けで施行・適用されることとなります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

#### 記

##### 第 1 改正の趣旨

改正法により、厚生労働大臣が、法第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、施行に必要な所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

- 1 改正法による改正後の法第5条の2第1項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。

### (1) 認定の申請

認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。

- ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（3のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）
- イ アの業務を行った期間
- ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地
- エ アの業務を行うこととなった理由
- オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境
- カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況
- キ その他認定をするために必要な事項

オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。

なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。

### (2) 認定証明書の再交付の申請

認定を受けた者が認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、申請書を厚生労働大臣に提出した上で、認定証明書の再交付の申請をすることができること。

なお、認定証明書を毀損した者が再交付の申請をする場合には、申請書にその認定証明書を添えなければならないこと。

また、認定証明書の再交付を受けた後、亡失した認定証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

### (3) 認定証明書の返納

認定の取消処分を受けた者は、5日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

- 2 医籍に登録する事項に、当該医師が認定を受けた旨を追加すること。
- 3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において6月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。
  - ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
  - イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
  - ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

#### (1) 認定に必要な期間

認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。

ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務の日数を合計して180日となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。

なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。

#### (2) 認定に必要な業務

上述の認定に必要なア～ウの業務の例示としては、以下のものが考えられる。

##### (認定に必要な業務の具体例)

##### (アの業務の例)

- ・ 地域の患者への継続的な診療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応

- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導

※ 労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健法に基づく健康診断、母子保健法に基づく健康診査、健康増進法に基づくがん検診、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等が含まれる。

- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

- 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。

(1) 管理者要件の対象となる病院

地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。

なお、この具体例としては、以下のものが考えられる。

- ・医師少数区域等における巡回診療
- ・医師少数区域等の病院等への医師派遣（代診医の派遣を含む。）
- ・総合診療の部門を備えた上でのプライマリ・ケアに関する研修・指導

(2) 管理者要件の例外となる場合

以下に掲げる場合は、(1)に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。

ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適

当と認められる者（令和2年4月1日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

イ アの場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予想しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合

なお、イについては真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、イの場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。

### 第3 その他

認定を受けた医師である旨について、医業又は病院若しくは診療所に関する広告として広告する際の名称は、「医師少数区域経験認定医師」とすること。

## 法第5条の2第1項の認定の申請等の手続きについて

## 第1 認定の申請手続き

法第5条の2第1項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

- (1) 同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合
- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式1-1に基づき記載すること。
  - ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式1-1に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式1-2に基づき記載すること。
  - ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式4に基づき記載すること。
  - ・ 別記様式1-1, 1-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。
    - ・ 臨床研修修了登録証の写し  
(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)
    - ・ 認定証送付用封筒(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。)
- (2) 医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合
- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式2-1に基づき記載すること。
  - ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式2-1に記載された全ての医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者による当該医療機関における勤務についての証明書を別記様式2-2に基づき記載すること。
  - ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地について、別記様式4に基づき記載すること。
  - ・ 別記様式2-1, 2-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。
    - ・ 臨床研修修了登録証の写し  
(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)
    - ・ 認定証送付用封筒(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。)

## 第2 認定証明書の再交付の申請

認定証明書の再交付の申請は、別記様式3に基づき記載した再交付申請書及び以下の書類を、住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。

- ・臨床研修修了登録証の写し

(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)

- ・認定証送付用封筒

(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。)

認定年月日

様式 1 - 1
----------

法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第						号	医籍登録 年月日	令和 平成 昭和			年			月			日
								臨床研修 修了登録 年月日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
<b>勤務期間</b>	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
<p>当該期間において、週 32 時間以上*の勤務を (行った 行っていない)</p> <p>※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。</p>	
<p>当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。</p> <p>①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由: )</p> <p>②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由: )</p>	
<b>当該医療機関で行った業務 (アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。)</b>	
<p>(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域の患者への継続的な診療</li> <li>診療時間外の患者の急変時の対応</li> <li>在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療</li> <li>在宅療養を行っている患者が急変した際の往診</li> <li>小児等に対する夜間診療の実施</li> <li>その他 ( )</li> </ol> <p>※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。</p>	
<p>(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加</li> <li>他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整</li> <li>介護認定審査会への参加</li> <li>地域の医療従事者に対する研修の実施 (講師としての参加を含む。)</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
<p>(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共的な性格を有する定型的な健康診断*及びその結果に基づく保健指導</li> </ol> <p>※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断</p>	

母子保健法に基づく健康診査  
 健康増進法に基づくがん検診  
 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査  
 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。

2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（ ）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日

本籍 (国籍)	都 道 府 県		
郵便番号		電話番号	
住 所	都 道 府 県		

ふりがな			性別	男
氏 名	(姓)	(名)		女

生年月日	昭和 平成 西暦					年				月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

## 医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の (ア) から (ウ) の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

申請者氏名 ( 年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
<b>勤務期間</b>	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上*の勤務を (行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由: )	
②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (理由: )	

厚生労働大臣 殿

## (ア) から (ウ) の業務

- (ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
- (イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
- (ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断<sup>※</sup>及びその結果に基づく保健指導

※ 労働安全衛生法に基づく健康診断

学校保健法に基づく健康診断

母子保健法に基づく健康診査

健康増進法に基づくがん検診

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査

保険者からの委託に基づく健康診断

等が含まれる。

- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登 録 番 号	第						号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
								臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断\*及びその結果に基づく保健指導
  - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
  - 学校保健法に基づく健康診断
  - 母子保健法に基づく健康診査
  - 健康損診放に基づくがん検診
  - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
  - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
<p><b>(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の患者への継続的な診療</li> <li>2. 診療時間外の患者の急変時の対応</li> <li>3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療</li> <li>4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診</li> <li>5. 小児等に対する夜間診療の実施</li> <li>6. その他（ ）</li> </ol> <p>※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。</p>	
<p><b>(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加</li> <li>2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整</li> <li>3. 介護認定審査会への参加</li> <li>4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）</li> <li>5. その他（ ）</li> </ol>	
<p><b>(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 労働安全衛生法に基づく健康診断</li> <li>学校保健法に基づく健康診断</li> <li>母子保健法に基づく健康診査</li> <li>健康増進法に基づくがん検診</li> <li>高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査</li> <li>保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。</li> </ul> </li> <li>2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種</li> <li>3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）</li> <li>4. その他（ ）</li> </ol>	

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日

本籍 (国籍)	都 道 府 県
郵便番号	電話番号
住 所	都 道 府 県

ふりがな			性別	男
氏 名	(姓)	(名)		女

生年月日	昭和 平成 西曆					年				月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

## 医療法第5条の2第1項の認定に必要な経験に係る証明書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

申請者氏名 ( 年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務(該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
  - ・ その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
  - ・ 地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
  - ・ 地域の患者に入院治療が必要となった際の入院治療
  - ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
  - ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
  - ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・ 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・ 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・ 介護認定審査会への参加
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

- ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
  - ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
- (ウの業務の例)
- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断\*及びその結果に基づく保健指導
    - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
    - 学校保健法に基づく健康診断
    - 母子保健法に基づく健康診査
    - 健康増進法に基づくがん検診
    - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
    - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
  - ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
  - ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

## 医療法第5条の2第1項の認定証明書の再交付申請書

医療法第5条の2第1項 認定年月日	令和 年 月 日
----------------------	----------

医 籍 登録番号	第						号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
								臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

本籍 (国籍)		都 道 府 県
郵便番号		電話番号
住 所		都 道 府 県

ふりがな			性別	男
氏 名	(姓)	(名)		女

生年月日	昭和 平成 西暦					年				月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

上記認定証を（き損・亡失）したので関係書類を添えて再交付を希望します。

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印



政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

様式 4

## 医師少数区域経験認定医師に関する調査 調査票

年齢	20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代 / 80代以上	性別	男 女
出身大学	大学		
出身地	( ) 都・道・府・県 / 国外 ( ) ※高校等卒業前までに過ごした期間が最も長い場所		
認定に必要な業務を行う直前の勤務地			
( ) 都・道・府・県 ( ) 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った主な勤務地			
( ) 都・道・府・県 ( ) 市・区・町・村			
認定に必要な業務を行った直後の勤務地			
( ) 都・道・府・県 ( ) 市・区・町・村			
<p>従事する診療科名等</p> <p>※1 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は下欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>※2 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>01 内科    02 呼吸器内科    03 循環器内科</p> <p>04 消化器内科(胃腸内科)    05 腎臓内科    06 脳神経内科</p> <p>07 糖尿病内科(代謝内科)    08 血液内科    09 皮膚科</p> <p>10 アレルギー科    11 リウマチ科    12 感染症内科</p> <p>13 小児科    14 精神科    15 心療内科</p> <p>16 外科    17 呼吸器外科    18 心臓血管外科</p> <p>19 乳腺外科    20 気管食道外科    21 消化器外科(胃腸外科)</p> <p>22 泌尿器科    23 肛門外科    24 脳神経外科</p> <p>25 整形外科    26 形成外科    27 美容外科</p> <p>28 眼科    29 耳鼻いんこう科    30 小児外科</p> <p>31 産婦人科    32 産科    33 婦人科</p>		





# 医師需給分科会第5次中間取りまとめ（案）（概要）

第8回 医療従事者の需給に関する検討会  
及び 第40回 医師需給分科会

参考  
資料1

令和4年1月12日

## 【参考資料3】

### 1. はじめに

- 医師需給分科会は、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、将来の医師需給推計、医師偏在対策等について検討を重ね、これまで4つの中間とりまとめを公表し、これらのとりまとめを踏まえて、関係者において様々な取組が行われてきている。本とりまとめでは、これまでの取組を総括するとともに、令和5年度の臨時定員を含め、今後の医師需給の考え方について整理を行う。

### 2. 医師の養成数と医師需給推計について

- 平成20年度より地域枠等を中心に、段階的に医学部定員を増員することで、全国レベルで医師数は毎年3,500～4,000人程度増加している。中長期的な医療ニーズや医師の働き方改革を織り込んだ医師の需給推計を踏まえると、令和11年頃に需給が均衡し、その後人口減少に伴い将来的には医師需要が減少局面になるため、今後の医師の増加のペースについては見直しが必要である。

### 3. 医師偏在対策の概要について

- 本分科会の検討を踏まえ、医師養成課程を通じた偏在対策が開始された。都道府県においては、改正医療法・医師法に基づき、医師偏在指標による医師確保計画の策定等が図られている。また、医師少数区域等での勤務に対するインセンティブの設定や外来医療機能の不足・偏在に対する対策も講じられている。

### 4. 将来の医師需給に関する本分科会の考え方

- 中長期のマクロの医師需給の見通しに大きな変化はないと考えられるが、新型コロナウイルス感染症の流行のような事態にも対応できる医療提供体制の構築が求められている。
- このため、今後は、地域医療構想の推進及びマクロの需給推計に基づく医師養成数の見直しに加え、改正医療法により位置付けられた新興感染症対策が盛り込まれた医療計画とその一部を構成する医師確保計画等の策定を通じて、適切な医療提供体制や適正な医師の配置について議論を深め、必要な措置を講じていくことが重要となる。
- 令和5年度の医学部定員については、歯学部振替枠を廃止し、地域枠臨時定員として地域医療や社会におけるニーズに対応するための枠組みを充実させるために活用することとする。令和6年度以降の医学部定員は、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化と共に検討する必要があるため、「第8次医療計画等に関する検討会」等における検討状況を踏まえ、検討する必要がある。

### 5. 今後の偏在対策等に関する提言

- 地域における医師の確保を図るため、恒久定員を含む医学部定員に、地域の実情に応じて地域枠の設置・増員を進めていく必要がある。
- これまで医師需給分科会で議論を進めてきた医師確保計画及び外来医療計画については、今後、「第8次医療計画等に関する検討会」において、医療計画や地域医療構想と一体的に議論されることが望ましい。
- 診療科偏在の背景には、医師の専門分化が進んだことが一因として考えられるが、偏在対策を進める上では、限られた医療資源において、幅広い地域のニーズに対応できる総合的な診療能力を持つ医師を育成することが重要である。
- 今後はICT・AIの進歩、タスク・シフト/シェアの推進、仕事と家庭の両立のための勤務環境の改善といった医師の働き方改革をめぐり、49 要因も踏まえる必要がある。